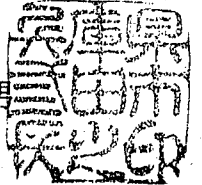


三総第 289 号の 2
令和 5 年 2 月 16 日

兵庫県地域人権運動連合
議長 [REDACTED] 様
丹有地域人権運動連合会
会長 [REDACTED] 様
丹有地域人権運動連合会 三田支部
支部長 [REDACTED] 様

三田市長 森 哲 男



憲法と地方自治の原則通りの市民施策の充実と「同和行政」の完全終結を求める
要求書について（回答）

向春の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、市政の推進に格別のご理解ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和 4 年 11 月 21 日受付で提出のありましたみだしの件につきまして、下記のとおり回答いたします。なお、学校教育部にかかる質問につきましては、教育委員会から取り寄せた回答となります。

記

1. 「核兵器禁止条約」及び「憲法 9 条改憲問題」について

「核兵器は悪」とする核兵器禁止条約が昨年 1 月 22 日に発効しました。条約の批准国は現在も増加しています。ところが、日本政府は日本が唯一の被爆国であるにもかかわらず、世界の趨勢に逆行して条約批准に背を向ける態度を取り続けています。

昨年の回答では、「兵庫県原爆被害者団体協議会を通して、市長名で日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める署名を提出した」とされましたが、その署名を公表すること。

また、三田市として独自に「核兵器禁止条約」の早期批准を国に要請すること。

戦争は人権破壊の最たるものです。「憲法 9 条改憲」問題に関して、昨年の回答は、「国会で十分に審議されるべき問題」とだけ述べました。三田市は、違憲立法である「安保法制」（戦争法）は廃止すべきこと、また戦争放棄を謳った憲法 9 条は遵守することを市民に表明し、国に対しては「9 条遵守」を要請すること。

（人権共生推進課回答）

署名につきましては、「ヒバクシャ国際署名」のホームページ内に署名自治体が掲載されておりますのでご確認をお願いいたします。

また、国への要請につきましては、引き続き、三田市が加盟している「平和首長会議」を通じて、核兵器禁止条約の署名・批准について要請してまいります。

憲法 9 条につきましては、日本国憲法の基本原理である恒久平和の理念をしっかりと守っていくことを前提に、三田市の平和施策を推進してまいります。

なお、安保法制などの法としての判断は、国会や司法の場で審議、判断されるべき問題であると考えております。

2. コロナ禍が続く中、全ての市民に対し憲法を生かし基本的人権を保障する立場から、市民の命と健康を守り、生活・生業を保障し、その向上に資する施策について

(1) 三田市民病院を統廃合する「三田・北神地域の急性期医療の確保に関する基本構想(案)」について

① 財政赤字を抱える済生会兵庫県病院が「指定管理者」になる経営形態の問題、候補地が神戸市にあり、神戸市内に設置する病院でありながら三田市が財政負担する問題、病床削減の問題等様々な問題がありますので、撤回すること。

また、労働者の人権を侵害する、三田市民病院職員に対する超過勤務賃金未払い問題が発覚し、伊丹労働基準監督署から是正勧告を受けた問題もあります。これは三田市や管理者の憲法の人権認識についての誤りとシステムの不備から起こった問題です。

「基本構想案」には、「医師の働き方改革」にも触れられていますが、医師だけでなく、病院に勤務する全職員の労働者の権利を保障する（労働者の権利を侵害する「働かせ改革」にならないように）システムを構築すること。（地域医療推進課回答）

三田市は、市民の命を将来にわたって守り抜くという覚悟のもと、救急医療を中心とする急性期医療を将来にわたって堅持し、更には充実させなければならないと考えております。そのためには、新専門医制度や医師の働き方改革を背景とした医師確保の課題に対し本格的に対応しなければ、市内の急性期医療を守り続けることは困難であると考えております。仮に、これらの課題に対応しなければ、安定的な医師確保ができなくなり、市民病院でこれまで対応できていた救急医療はもとより、新型コロナウイルス感染症への対応や出産等への対応も困難となります。

それは結果として、市内の救急患者等を六甲山系を超えた臨海部に搬送せざるを得ない状況となってしまいます。

したがって、できるだけ遠方への救急搬送を減らすためにも、三田・北神地域において一定規模以上の病床数と医療機能を備えた新統合病院の整備は急務であると考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

また、時間外勤務手当追加支給の件につきましては、労働基準監督署からの指導を真摯に受け止め、従前からの労働時間管理、労働時間と自己研鑽時間や黙示の時間外命令に関する認識の相違等があった部分について、既に組織全体として管理の適正化を図っております。

② 11月7日まで「基本構想案」に対するパブリックコメントが行われましたが、結果を公表すること。（地域医療推進課回答）

パブリックコメント手続の結果につきましては、令和4年12月5日（月）に市ホームページへ掲載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

③ コロナ禍で必要性が浮き彫りになった保健所の設置指針の見直しを県と国に要請すること。（健康増進課回答）

今般の新型コロナウイルス感染症対応を踏まえ、国において、令和4年2月には地域保健対策の推進に関する基本的な指針が一部改正されたところであり、保健所体制についても、課題対応を含めた地域保健法の見直しが審議されているところです。

当該指針に「中長期的な観点から地域保健行政の在り方について、感染拡大の収束後、

この間の対応から得られた教訓及び成果を検証し、改めて指針の改正を検討する」と示されており、三田市としましては、国の動向を注視しつつ、保健所と連携しながら、保健・福祉サービスを一体的に実施するとともに、市民の安心・安全を一層推進するよう努めてまいります。

(2) 教育問題に関する課題について

①内閣決定と異なり、安倍元総理の家族葬当日各小中学校に半旗掲揚の「通達」を出した法的根拠と理由を明らかにすること。(教育総務課回答)

7月12日の対応につきましては、7月11日付で市長部局から半旗の掲揚について周知するよう通知があり、これを受けて民主主義の根幹である選挙期間における演説中の暴挙であり、主権者教育を推進する三田市教育委員会といたしましても、一定、弔意が必要と判断し行ったものです。

②全国的(兵庫県でも)に「教員未配置」(教員欠員)問題が大きな社会問題になっています。三田市の現状と解決策を明らかにすること。(教育総務課回答)

三田市におきましても、産休や育休または病休等が生じた場合には、その都度、代替職員の任用に努めていますが、残念ながら未配置が発生しております。教職員が、担任不在による教育活動に影響が及ばないよう、学年、学校全体でカバーしながら、日々の業務に対応していることも十分認識しております。

教職員の未配置の解消に向けては、県の阪神教育事務所や市の広報、ホームページでの募集をはじめ、電子申請の活用、過去に任用した実績のある臨時講師及び退職者に対する電話勧奨、他市町との情報交換等、随時、人材募集を行っているところです。

今後も、粘り強く人材の確保を行うとともに、学校長をはじめ教職員からの情報も得ながら募集を呼びかけてまいります。

③学校の役割について昨年の回答では、「学校は、学習の場であるとともに、・・・コミュニケーション能力や、人間関係における調整能力を身に付けていく大切な出会いの場になります。」としています。学校・園の統廃合はその機会を奪うことになります。父母や地域住民が要望しているように、中学校や市立幼稚園の統廃合計画を撤回すること。同時に市立の保育所を増設すること。学校や園を統廃合すると一層若い世代が三田市を敬遠し、高齢化や人口減に拍車がかかることになります。

(学校再編課、幼児教育振興課回答)

学校は、学習の場であるとともに、対人関係においてお互いの考えや意見をスムーズに伝えていくためのコミュニケーション能力や、人間関係における調整能力を身に付けていく大切な出会いの場になります。学校において、多様な出会いの場を確保し、学習活動や部活動など、あらゆる場面において、様々な選択が可能な環境を整えていくことが大変重要ですが、学校の統廃合はその機会を奪うことではなく、それらが可能となる環境を整えることです。

中学校の計画(上野台・八景中学校の再編統合)は、多くの保護者、地域の皆さまの合意のもと既に決定したものであり、撤回することはありません。

人口が減少する中でも、再編により学校の適正な規模を維持し、質の高い教育環境を実現していくことが必要であると考えております。

また、市立保育所の増設につきましては、民間の保育施設との連携により必要な保育

量が確保できていることから、増設する予定はありません。

市立幼稚園の統廃合につきましては、少子化や保育ニーズの多様化により園児数が減少しており、幼児期における集団での生活を通じた豊かな学びを保障することが困難になりつつあることから、「三田市立幼稚園再編計画」を策定いたしました。この計画は、農村地域の幼稚園を再編し、認定こども園化することにより、集団規模を確保することによる子どもの学びと育ちの充実と子育て世帯への支援を図ることとしております。この計画を進めていくことで、今後も子育て世帯の保育ニーズに適切に対応するとともに、子どもたちの健やかな学びや育ちを支援してまいります。

④「子育てするならゼッタイ三田」と宣伝しておきながら、「中学生までの子どもの医療費無料化」施策を一部中止したことは、市民に対する背信行為であり撤回すること。

「子ども医療費助成制度」は、全国的には約半数の自治体で「高校卒業まで」となっています。三田市でも高校生までに拡充すること。昨年の回答では、「今後も持続可能な制度として維持させつつ、限られた資源を最大限に有効活用」を理由にして「一部中止」の理由付けにしています。市民目線で「有効活用」論を言えば、副市長2人制より優先すべきは「高校生までの医療費無料化」です。2人制は市民の意見を聞かぬまま市議会の議決だけで導入されました。三田市の事業（予算）の見直しをして、最優先で教育と福祉の財源を確保すること。（国保医療課回答）

子ども医療費制度は、三田市の財政見通し、社会保障制度としての医療費助成のあり方、子育て支援施策のあり方を検討する中、これからのまちの持続性を総合的に捉え、応能・応益性といった社会保障制度の原則に立ち返り、見直しを行いました。

現行制度における一部負担の導入にあたっては、助成対象者に所得制限を設けず幅広く支援し、且つ、0歳から就学前の時期や低所得世帯、入院医療費については無償としており、現時点での見直しは考えておりませんが、これまでの事業全般の検証とともに、財政運営などにおける持続可能性を確保しつつ、新たな視点で現在の課題やニーズに対応する効果的な事業を行ってまいります。

3. 多くの市民や私たち人権連が反対した「三田市人権を尊重し多様性を認め合う共生社会を目指す条例」（略称「人権・共生条例」）が本年4月から施行されました。これまで、懇談会・交渉の場でも指摘したように、憲法の人権概念や基本的人権を侵害し地方自治法に反する内容であり、廃止すること。

昨年の回答では「共生社会を実現することを目的としています」としていますが、「共生」は、個人間の問題であり、憲法の原則である「民主社会を実現する」ことではありません。憲法が規定する自治体等公権力の責務を放棄する条例で、憲法の原則に反します。

(1) 「人権・共生条例」により実施されている施策を明らかにすること。

(2) 12月3日実施予定の「人権と共生社会を考える市民のつどい」の石元清英氏の講演テーマ“多様性を認め合う共生社会への課題”は、憲法違反の思想・信条を侵害する「人権意識調査」をもとにしており、市民の実態ではありません。人権連がこれまで指摘したように、市民の実態を基にした講演にすること。また、講演内容を公表すること。

（人権共生推進課回答）

この条例は、現在の社会情勢を踏まえ、今後、積極的に対策を取らなければ、様々な人権侵害や生きづらさを感じる人が増えてくる可能性があることから、このような状況

を将来にわたって生じさせないよう、市民、事業者、行政が一緒になって、あらゆる人権に関する課題解決に向けた取り組みの方向性を示し、個々の施策を推進していく環境を整え、市民が互いの人権を尊重し、多様性を認め、共に支え合うことにより、人権侵害のない社会をつくり、全ての人が自分らしく生きることができる共生社会を実現することを目的としており、憲法や法に反するものではないと考えております。

三田市の施策につきましては、第5次三田市総合計画をもとに、(略称)人権共生条例に基づき、人権相談、人権教育・啓発事業などをはじめ、各課等がそれぞれに関係する施策を展開しております。

「人権と共生社会を考える市民のつどい」につきましては、今後もこうした人権課題を中心に三田市人権施策基本方針にもとづき実施してまいります。

なお、講演内容につきましては、「人権さんだ」2月号及びホームページで公表しております。

4. 人権・同和行政の施策について(人権共生推進課回答)

(1)「解放学級」は特別法失効後もなお今日、「同和地区」の線引きを残し部落問題解決に逆行する事業です。そのうえ、市単事業であり、即刻廃止すること。

①計画では8学級(小学校4、中学校4)での実施とされていたが、現在の実態を明らかにすること。(人権共生推進課回答)

令和3年度当初予算編成時は6学級(小学校3、中学校3)の運営を予定していましたが、生徒の事情により生徒本人、保護者、運営委員の話し合いで1学級の開級を見送り5学級(小学校3、中学校2)で運営しており、令和4年度の学級数も令和3年度と同様となっております。

②解放学級に関する次の資料を提出すること。

○解放学級実施要項

○「解放学級事業実績報告書」「活動日誌」

○「運営委員会」の構成と役職、部落解放同盟の参加の有無
地域住民と教員の参加の有無が明確になる形式で提出すること。

○生徒募集資料

○謝金対象者の重複度とその確認方法、指導内容

昨年度の公表資料では、一部の校区のみに謝金が支払われています。その理由と指導実績を明らかにすること。

○教職員の勤務形態「専免」の実態と確認

これまで毎年指摘しているように不正な「専免」が明らかになっています。

(人権共生推進課回答)

資料の提供につきましては、別途調整させていただきます。

③一昨年の回答では、「解放学級は、児童生徒が将来、『差別を受ける』或いは『差別に会う』という場面に遭遇した時に、『差別を見抜き、それにどう対応すべきか』を自分で考えて仲間とともに行動できる力をつける目的で実施」とされているが、決算書や解放学級実施要項の文言と異なります。それに対して、昨年の回答は、「文言が異なっていますが、差別に負けない力をつける趣旨は同じ」とされていますが、「差別に負けない力」はどのような力のことか、そのような「力」がついているのか、つ

いていないかはどのように判断するのか明らかにすること。

法務省の統計でも「差別」よりも差別でない「人権侵害」に「遭遇する」ことが圧倒的に多い。そもそも目的が間違っています。(人権共生推進課回答)

解放学級は、児童生徒が将来、「差別を受ける」あるいは「差別に出会う」という場面に遭遇した時に、「差別を見抜き、それにどう対応すべきか」を自分で考えて仲間とともに行動できる力をつける目的で実施しています。それを支える地域住民や保護者もまた、自身がつらい体験をしており、同じ思いを子どもにさせたくないという思いで解放学級を捉えています。したがって、これらの差別がある限り、この事業を継続していく必要があると考えております。

解放学級は学校の教職員がサポートしており、平素から学校生活の中で、児童生徒の生活面、学習面、人間関係などを観察し、成長の足跡を保護者や地域の運営委員と共有し協力して支援しております。どのように判断するかにつきましては、知識を図る学力とは違い、児童生徒の取り組みの成果や本人の感想、運営委員会でのサポートなどを通して総合的に判断しております。

- (2) 昨年度のインターネット・モニタリングの結果と「書き込み」に対する三田市の対応や指導の具体的な内容(削除対象や削除依頼の件数だけでなく)と結果を明らかにすること。(人権共生推進課回答)

令和3年度のモニタリングにつきましては、毎週月・金曜日を基本に、72回のモニタリングを実施いたしました。結果としては、個別、具体的に個人等を特定することができないものであったことから、削除依頼は実施しておりません。

- (3) 昨年度の「総合相談窓口」での相談結果を明らかにすること。(人権共生推進課回答)

相談結果につきましては、相談総数が151件、うち電話による相談が110件、面談による相談が40件、ファックスが1件でした。

相談内容の内訳は、部落差別に関する内容が6件、女性に関する内容が2件、疾病に関する内容が2件、高齢者に関する内容が1件、障害者に関する内容が1件、その他人権問題が107件、学習相談が32件となっております。

- (4) 2002年の「同和に関する法律」<「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(「地対財特法」)>の終了を踏まえ、「同和地区(被差別部落)」や「同和地区(被差別部落)住民や出身者」が存在しないことを積極的に広報すること。これに対して、これまでの回答では、「三田市では、『同和地区』と呼ぶ地域や『同和地区住民』と呼ぶ住民はありませんので、広報等を行うことは考えておりません。」としているが、三田市では、解放学級を実施しているのはどのような地域を指定しているのか、それは、何を基準にそう判断しているのかを明らかにすること。

三田市での部落差別の現状を明らかにするとともに、部落差別をどのように解決していくのか道筋を明らかにすること。(人権共生推進課回答)

三田市は、同和対策審議会答申を受け、同和対策事業特別措置法、地域改善対策特別措置法、さらには地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の定めるところにより地域改善対策を講じてきました。

これにより生活環境等の安定・向上が阻害されている地域に見られた生活環境等の劣悪な実態は大きく改善されたものの、依然として心理的差別が根強く残るなど人権教

育・啓発の課題があるとして人権教育啓発推進法、そして部落差別解消推進法に基づき同和問題の解決に向けて取り組みを行ってきました。

部落差別を理由とする誹謗中傷行為、差別助長行為、忌避意識など差別の現実がある限り、「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づき、地域の実情に応じた対策を講ずるように努めてまいります。

5. 12月の人権週間に行われている「三田市人権と共生社会を考える市民のつどい」について

(1) 教員と市職員の参加に係わる「通知」(休日に参加要請)は強制であり、職務命令であるので廃止すること。

昨年の回答では「通知は、つどいの実施を教員や市職員に対する自主参加の人権研修の機会として周知しているものであり、参加を強制しているものではありません」としているが、「周知」ならパンフレットなど配布すればすむことです。

また、昨年の回答では、「市職員は、・・・率先して差別解消に向けて取り組んでいくことが大切」としているが、「率先」せねばならない法的根拠は何か、また、「差別解消」だけでよいのかを明らかにすること。(人事課、学校教育課、人権共生推進課回答)

あくまでも自主参加の人権研修の機会として周知のために通知しているものでありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

率先につきましては、三田市の総合計画に基づき、共生社会の実現を目指して、人権・共生のまちづくりの取り組みを進めております。市政のあらゆる分野において、全ての人の人権を尊重し、差別をはじめとする人権侵害を解消していくためには、必要な施策を推進できる職員の育成が必要です。また、多様性や共生社会に対する市民や事業者等の理解が深まるよう、教育や啓発を実施していくためには、職員や教職員が率先して学びを深め、誰一人取り残さない視点で地域社会づくりを支援していくことが大切であると考えております。

(参考)

<地方公務員法第30条>

すべての職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

<障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第3条>

国及び地方公共団体は障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

<部落差別の解消の推進に関する法律第3条>

地方公共団体は(略)部落差別の解消に関し(略)地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(2) そのプログラムにおいて、各種の表彰や人権作文発表などと「人権・共生に関する講演」とは分離すること。参加が「自由意志」なのにこれでは一体になって強制になっています。(人権共生推進課回答)

12月の人権週間に8月の人権のまちづくり推進月間に取り組んだ内容を表彰することにつきましては、子どもたちの人権標語や人権作文などを通じて人権を学ぶ良い機会であると考えております。

また、「三田市人権と共生社会を考える市民のつどい」につきましては、三田市人権施策基本方針に定める分野別施策を中心とした様々な人権課題を取り上げ、今後においても、この人権週間にあわせて効果的に開催し、更なる人権教育・啓発に取り組んでまいります。

プログラムにつきましては、前半が表彰・作文発表、後半が講演と分けて構成しており、参加者の意思によって自由に参加できるものとなっております。

6. 民間組織である「三田市人権を考える会」について（人権共生推進課回答）

- (1) 事務局を人権共生推進課の職員が担当することを中止すること。昨年の回答では、「三田市人権を考える会」の規約により、「会長からの委嘱により…事務を処理しています」としているが、その規約が誤っているので拒否すること。民間の他の組織から委嘱されても事務を行うか明らかにすること。
- (2) 「三田市人権を考える会」の運営資金について、昨年度の実績を明らかにすること。従来から「補助金」でなく丸抱えの「運営資金」が提供されています。すべて廃止すること。
- (3) 昨年の回答では、「三田市人権を考える会は、…市内最大の活動団体…今後においても全市的な取り組みを進めていくことが必要である」としていますが、行政と民間組織では、同じ「啓発活動」でも役割が異なるので、それぞれが、別々に実施すればよいだけです。丹有人権連を含めて、「2・11人権と民主主義を考える丹有研究集会」実行委員会は、自主的な組織としては、丹有地域における最大の組織ですが、独自に研究集会や「学習・討論会」等を実施しています。
- (4) 「一昨年の回答では、『…記述のような民間組織は、三田市人権を考える会以外にもあります。』としていますが、ではどのような組織があるのか明らかにすること。」の昨年の回答として、「類型2（判断基準Ⅰ-②適合）」とされていますが、三田市人権を考える会の分類を指摘しているのではなく、財政や事務局丸抱えの三田市人権を考える会のような組織があるのか、ないのか指摘しているのである。改めて明らかにすること。

運営資金の昨年度実績の資料の提供につきましては、別途調整させていただきます。

三田市人権を考える会は、これまで人権を啓発・推進する三田市内最大の活動団体として、様々な組織や団体、個人により構成され、人権の啓発・推進活動を進めてきました。今後においても全市的な取り組みを進めていくことが必要であると考えております。ご指摘内容につきましては、ご意見として今後の参考とさせていただきます。

三田市が事務局を担っている団体につきましては、三田市オンブズパーソン平成27年度活動状況報告書[平成27年4月1日～平成28年3月31日]自己発意第1号調査別表に掲載されている組織となります。また、財政支援を受けている組織は、令和4年度補助金等点検一覧表のとおりとなっております。ともにホームページに掲載しております。

<問い合わせ>

経営管理部行政管理室総務課（TEL 079-559-5035）

*回答させていただいた内容に質問等がございましたらご連絡ください。

なお、本件は、担当する課が複数となっており、即答が出来ない場合もございますが、その際は、担当する課から別途ご連絡させていただき回答いたします。